

平成29年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年9月22日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	稲垣 誠亮	2番	北村五十鈴
3番	荒川 泰宏	4番	丸山 敬二
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	中塚 尚憲
11番	上杵 種雄	12番	市木 一郎
13番	山本 剛	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第83号から議第109号まで並びに請願第1号

(平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他27件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 意見書第11号から意見書第13号まで

(介護保険制度の維持・充実を求める意見書(案) 他2件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午後1時00分) 議員の皆さん、御苦勞さんでございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は19人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第1番、稲垣誠亮議員、第2番、北村五十鈴議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第83号から議第109号まで並びに請願第1号(平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について)ほか27件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る9月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました請願、議案及び所管事務調査について審査するため、9月14日と9月20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、請願第1号国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書について審査いたしました。

委員から、3年前からみんな青色申告しているのに、青色申告をするのが当然ではないかと思うのだがとの質疑に対し、白色申告が基本と思っている。青色申告は税務署に届け出て行うので、納税者それぞれの意思決定に任せているとの答弁がありました。

続いて、委員間討議を行いました。2年ほど前にも同種の請願が出されているが、内容は同じだったのかとの意見に対し、基本的には同じだったと思う。また、女性が働くということは大事だが、税法上の問題として経費でどんどん落としていくこともあるので、政府は慎重に検討しているということだと思うなど、討議を重ねました。

次に、議第105号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

委員から、否決になった場合延びると思うが見解はとの質疑に対し、6月議会で予算が可決しておればかろうじて間に合っていたが、この議会で可決しても約3カ月ずれてしまうとの答弁がありました。

また、今のこの時期、なぜ3カ月延ばすのか。実施設計はできるのかとの質疑に対し、9月議会で仮に可決となって予算を執行しても、条例どおりの開院には及ばないことが工程上でも明らかになったとの答弁がありました。

また、開院時期はまだ先なのに、なぜ今延長する必要があるのかとの質疑に対し、感覚的にはそうであるかもしれないが、我々は日々工程表を持っており、明らかに32年10月は間に合わないと判断しているとの答弁がありました。

議第105号では、委員間討議はありませんでした。

次に、議第106号財産の譲与についてを審査いたしました。

委員から、譲与する場合の登記に要する費用負担は誰になるのかとの質疑に対し、登記

は嘱託職員によって行うので、費用負担は市であるが、具体的な予算化は必要ないとの答弁がありました。

また、今の土地価格にすればどれぐらいか、経費は毎月どれぐらいかかっていたのか、ほかにこのような物件はあったのか、以上3点について伺うとの質疑に対し、今回の対象は建物なので、土地は野洲市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例の適用を受けて無償である。維持費のほうは光熱費のみで、水道代が月約1,000円前後。電気代が同じく7,000円前後である。また、このような譲渡の事例はここ数年ではなかったと記憶しているとの答弁がありました。

議第106号では委員間討議はありませんでした。

次に、議第107号財産の取得について（消防ポンプ自動車）について審査いたしました。

質疑に入る前に委員から、勉強会で消防ポンプ自動車の能力等がわかる資料を要求していたが、いまだに届いていないとの発言があり、委員会を休憩し、追加資料として仕様一覧が配付されました。その後、委員会を再開し、議案を審査いたしました。

委員から、21年間更新されていないが、どういうところがよくなったのかとの質疑に対し、主なものとして、オートマチック車の採用、山火事等々を考慮して小型ポンプをつけた。側面作業灯としてLED側面灯を整備したとの答弁がありました。

また、4WDも検討はしたのかとの質疑に対し、消防団のほうは4駆ではなく2駆のほうが機動性が高いということで2駆を選定したとの答弁がありました。

また、入札参加者数、それと次点との差額はどれぐらい生じていたのかとの質疑に対し、指名競争入札で6社、次点との差額は税抜きで30万円であったとの答弁がありました。

また、今回は21年経過であったが、次の計画はどのようになっているのかとの質疑に対し、次回は中里分団で来年度の予算要求となる。以降は、平成34年に三上分団、祇王分団の予定であるとの答弁がありました。

また、今までの車両は乗車定員が8名だが、今回は6名になっているが理由はどの質疑に対し、今回乗れる人数ということであり、そういった場合には他の車両等で応援するとの答弁がありました。

議第107号では、委員間討議はありませんでした。

以上の請願1件と3議案を議題として慎重に審査いたしました結果、請願第1号については、採決の結果、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

議第105号については、採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

議第106号及び議第107号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、所管事務調査、広報やすの公平・公正性についてに移り、本件は職員の発言内容保護のため、秘密会で実施することに決し、一部職員の退席をお願いしたところ、市長から異議の申し出があり、事務局と協議の結果、所管事務調査はできないと判断いたしました。改めて9月20日に本委員会を招集し、本事件に関する調査を実施するに当たり、本委員会の調査方針に基づく執行部からの聞き取り調査を円滑に行うことが困難であると判断し、所管事務調査の終結についての賛否を諮り、挙手多数により、本委員会所管事務調査については凍結すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました請願、議案及び所管事務調査の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） 凍結でええのけ。終結やろ。

○4番（丸山敬二君） 訂正をいたします。ただいま所管事務調査については凍結と申し上げましたが、「終結すべきものと決しました」に訂正をいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） 第1番、稲垣誠亮です。

去る9月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告申し上げます。

議第102号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第102号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第103号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰

り返し、慎重に審査いたしました。

委員から、支給認定書の任意性の説明があったが、今日まで弊害等の事象があれば説明をお願いしたいとの質疑に対し、支障は出ていないとの答弁がありました。

議第103号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第104号野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題として、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議第104号は、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 8番、野並享子です。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けた議案について、9月15日、環境経済建設常任委員会を開催し、全員出席のもと、慎重に審査した結果について報告いたします。

議第108号湖南広域行政組合格約の変更について、環境経済部次長より説明を受け、審査を行いました。

委員より、附則の規約、平成31年4月1日から施行ということで随分期間があるが、この間の事情は何かとの質問に対し、環境課長より、4市において同様に規約改正の議案を上程して、今回議決後に県に申請をする。そして、県の許可後確定する。その後、各市において、し尿に関して一般廃棄物処理計画に平成31年4月1日までにし尿の処理を加えていく必要がある。そのほかにも環境条例を改めて改正する必要がある。野洲市の関係では、いわゆる浄化槽汚泥の許認可に関しては、現在、組合のほうが行っているのので、この許認可について市として手数料等の定めが必要である。その間の時間が必要ということ

で、施行が平成31年4月1日となる予定であるとの答弁がありました。

委員より、共同でやるより個々で行えば料金が高くなるのじゃないかとの質問に対して、環境課長より、実質的な委託料を割り出して出している。18リットル当たり237円で処理できているのが草津市と栗東市で、野洲市及び守山市は処分場までの距離があり、湖南広域から野洲市に業務が任され、野洲市からは各業者に委託をしている。237円という値段ではなくて、18リットル804円90銭、この中に237円が含まれている。基本的には、野洲市、守山市の場合は上がらないと答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で可決いたしました。

議第109号平成28年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを審査いたしました。

水事業所長より説明を受け、審査を行いました。

委員より、当年度分と前年度分の剰余金を建設改良積立金に積み立てるということだが、これは毎年同じようにされていなかったのか。昨年度は積み立てられなかったのかとの質問に対して、所長より、今年度から料金を改定をした。利益が出ることが確実視されていることから、利益剰余金を更新材料として建設改良に積み立てる。老朽管等、また浄水施設等の更新財源に充てるために料金を改定し、毎年度その建設改良積立金を使用して更新していくことになると答弁がありました。

委員より、14%の値上げでは老朽管の更新はできないのではないかと問いに対し、所長より、管路の耐用年数は40年で設定されている。27年度アセット計画では、約1.5倍の60年を設定した。総延長が約270キロで、更新の対象がそのうち95%であり、約200億円ぐらいが管路の更新に必要になってくる。毎年度約1億円ぐらいが積み立てられるという形になるので、それをベースに、積立金だけでなく、市債の借り入れも含め更新を進めていくと答弁がありました。

委員より、有収率が83.1%となっているが、近隣の有収率と漏水の原因の調査が必要ではとの質問に対し、所長より、守山市、栗東市、湖南市、草津市、全て90%程度の有収率。漏水の原因は、他市は平地で水圧一定だが、野洲市は田中山のタンクから自然流下で送っていて水圧の変動があり、漏水が多発する状況であると答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で可決いたしました。

以上が質疑応答のあった主な内容であります。

本常任委員会に付託を受けた議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

去る9月6日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日、12日、13日に各分科会を、20日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告申し上げます。

議第83号平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第84号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第85号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第86号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第87号平成28年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第88号平成28年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第89号平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第90号平成28年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第91号平成28年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第92号平成28年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第93号平成28年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上11議案を議第として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第83号について、賛成少数にて不認定とすべきものと決しました。

議第84号については、賛成多数にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

また、議第85号から議第93号までの8議案については、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました決算の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第12番、市木一郎議員。

○12番(市木一郎君) 第12番、市木一郎です。

去る9月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日、12日及び13日に各分科会を、また20日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告申し上げます。

議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算(第4号)、議第96号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第97号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第98号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第99号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)、議第100号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第3号)、議第101号平成29年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)、以上8議案を議題として、9月20日の予算常任委員会では各分科会に分担しました平成29年度補正予算案が、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長報告で受けました。

その後、議第95号において、立入三千男委員ほか3名より修正案の提出がありました。修正案の内容は、平成29年度野洲市一般会計補正予算(第4号)中、市立病院整備推進事業に係る本予算計上分を減額しようとするもので、主に市立病院整備推進事業費に係る病院事業会計貸付金など5,073万6,000円を減額する。歳入については、基金繰入金を2億6,175万円増額し、特別会計繰入金で3億1,248万6,000円減額する。また、歳出の内訳では、衛生費で主に市立病院整備推進事業に係る病院事業会計貸付金5,000万円等を減額するというものでありました。

修正案の提出者の説明の後、質疑や委員間討議を行い、慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、立入三千男委員ほか3名から提出された議第95号に対する修正案については賛成少数でありました。

次に、議第95号の原案については賛成多数でありました。よって、議第95号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第94号及び議第100号の2議案については、賛成多数でありました。

議第96号から議第99号及び議第101号の5議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

（午後1時27分 休憩）

（午後1時32分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対し、立入三千男議員ほか3名から、既に配付いたしました文書のとおり、修正の動議が提出されています。これをあわせて議題といたします。

これより修正に対する提出者の説明を求めます。

第19番、立入三千男議員。

○19番（立入三千男君） それでは、ただいま議題になっております議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正の動議について御説明を申し上げたいと思います。

去る9月20日開催の予算常任委員会に提出いたしました修正の動議と同様の内容ではありますが、本日の本会議にも提出するものでございます。

それでは、提出いたしました議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案について、提出者を代表いたしまして説明いたします。

さて、議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案は、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）中、市立病院整備推進事業に係る本予算計上分を減額しようとするものです。

そもそも病院整備に関する問題は、平成23年4月11日に現野洲病院から市に対し、新病院基本構想2010が提案されて始まったところであり、今日まで既に6年半近くの歳月が過ぎようとしています。これまで市民病院整備のための関連予算について、平成27年5月と同年11月に基本設計関係の補正予算が、そして本年平成29年3月と同

年5月並びに6月には実施設計予算案等の議案が計5回の市議会で否決されたところです。

また、市長は今定例会に、本年第1回定例会、そして第2回臨時会、第3回定例会等、3回連続して否決されている予算案を修正することもなく、基本的にこれまでと同様の市民病院関連予算案を提案しておられます。このような、ほかに例を見ない異常な提案の仕方では、議会の理解を得られるわけがありません。二元代表制の中で市長は議会民主主義をどのように考えておられるのか、真意を疑わざるを得ません。このような市長の議会軽視とも言える言動に、私はもちろんのこと、市民の皆さんも市の将来を見据えると不安でならないと思います。このようなことでは、市民の不安を払拭することはできません。

以上のことから、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）中、市立病院整備推進事業費に係る関係予算計上分を減額しようとするものです。

それでは、内容について御説明いたします。

別紙、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案をごらんください。

第1条第1項中、4億4,588万7,000円を3億9,515万1,000円に改め、203億5,452万9,000円を203億379万3,000円に改めるものです。

次に、第1表、歳入歳出予算補正におきましては、歳入の表については款17、繰入金、項1、基金繰入金を2億6,175万円増額し、11億7,992万1,000円に修正し、また項2、特別会計繰入金を3億1,248万6,000円減額し、1億517万1,000円に修正するものです。

また、歳出の表については、款4、衛生費、項1、保健衛生費を5,073万6,000円減額し、6億3,318万7,000円に修正するものです。

次に、歳出の減額の内訳ですが、お手元の資料に掲載しておりますとおり、衛生費で主に市立病院整備推進事業費に係ります病院事業会計貸付金5,000万円等を減額するものです。なお、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）中に、住民投票未実施による対象経費1,667万6,000円を減額するとしておられますが、当然のことながら、この減額修正も修正動議を発すべきところであります。しかし、このことについては、地方自治法の規定に基づき、市長の予算の提出の権限を侵す増額修正の可能性が大きいことから、違法性の指摘を回避するため、今回の提案は見送ったところです。

また、議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算（第4号）並びに議第100号

平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第3号）についても、当然のことながら反対をするものであります。

以上、説明といたしますが、新病院整備は本市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題であります。将来を真つすぐ見つめることは大事ですが、それと同様にしっかり周囲を見渡すことも大事だと考えます。議員各位の賢明な御判断をよろしくお願いを申し上げます、修正案の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） これより、議第95号に対する修正案に対し、質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第83号から議第109号まで、並びに請願第1号及び議第95号に対する修正案、平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか28件について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時39分 休憩）

（午後1時41分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

なお、議第95号原案及び議第95号に対する修正案については一括して行います。また、議第95号に対する討論の順序については、修正案は原案に反対の意見表明であるため、討論は、まず原案に賛成する者から行い、次に原案にも修正案にも反対する者、原案に賛成する者、原案に反対で修正案に賛成する者の順序で行います。

それでは、まず議第95号原案及び議第95号に対する修正案について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、第7番、太田健一です。

平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）の原案に対して賛成で、修正案に対しては反対の討論を行います。でいいですね。

（「はい」の声あり）

○7番（太田健一君） この修正案は、市民との約束でもある設置条例をもとに野洲市民病院の整備計画を進めようとするに、市民の代表でもある議員みずからが足どめをするという信じがたき提案です。提案理由には、市民の皆さんも市の将来を見据えると不安でならないと思います。このようなことでは市民の不安を払拭することはできませんとあり、委員会の質疑でこの市民の不安とはどのような不安なのかと伺いました。提案者の答弁では、財政的な不安とのことでしたが、この財政的な不安というのは、これまでの当局側の説明や今議会での市長の答弁の中で既に問題ないことが明らかになっています。

例えば具体的には、事業費については基本設計が完成した時点で、当初の計画より市民の負担である一般会計の負担は大きく軽減されており、不安に駆られるようなものではないこと。さらに、病院運営によって将来的に市税が上がることについても、万一経営が厳しくなった場合、通常はまず経営改善を行うため、税の引き上げがなされることは論理的にもあり得ないこととありました。そうした説明をなぜ理解できないのか不思議でなりません。仮に市民の方々が不安に感じておられるとしたならば、それはこの新病院整備の計画を反対する議員の方々によってこの計画がとめられ、市の中核的医療が守られなくなってしまふことに大きな不安を感じておられるんです。もしくは、実現不可能な対案を掲げ、市民に必要以上の不安をあおり、反対を繰り返し、病院整備計画の中身とは全く関係のない、言った、言わないなどと市長を個人攻撃するような不毛な議論をこの議会の中で繰り返して、インターネット中継によっても世界中に発信されている、そうした混沌とした議事を繰り返しているこの議会や議員そのものに対しての市民の不安だと思います。

提案理由の中には、二元代表制の中で市長は議会制民主主義をどのように考えておられるのか、真意を疑わざるを得ません。このような市長の議会軽視とも言える言動に云々かんぬんというふうにあります。数の方々の暴挙を繰り返している現状を見れば、どちらが議会軽視で議会制民主主義を踏みにじってきたのか疑わざるを得ません。

そもそも反対されている議員の方々の発言は矛盾だらけで、その1つがこの議案の質疑の中でも話されていた、誰も病院は必要はないとは思っていないとあります。この発言は、これまでも何度も繰り返されてきていますが、ではこの野洲市市民病院整備計画をとめて、どのように市の中核的医療を守っていくのかが全く見えてこないという矛盾。

もう一つに、先日、住民投票に対する再議が否決されましたが、質疑の中で、市議選は病院問題だけで争われるものではない。だから、住民投票で問う必要があると話されましたが、そもそも去年の市長選の僅差の結果、市民の約半数近くが新病院建設に反対で、

住民コンセンサスが得られていないと訴えてこられています。ということは、市長選は新病院のコンセンサスを得る選挙だったと評価していることにはなりますが、いかがでしょうか。それならば、市議員選挙でも市民による新病院コンセンサスが大きな争点の1つであることを認めていることにならないでしょうか。そうでなければ、市長選で約半数近くの市民が対立候補の方に投じた票も、病院反対だけで投票したわけではないということになるという、こうした大きな矛盾に気づいておられるのかが疑問です。

これまで病院問題に対してまともに議論を続けてきたならば、このような矛盾は生まれないと思いますが、反対のための反対を繰り返してきた結果、みずからの矛盾にも気づいておられないのだと感じています。しかし、そういった状況を市民の方々はよく見ておられ、その審判は来月の市議選で下されることになると思いますが、これ以上の新病院建設の計画がおくれてしまうことがあってはならないことから、この修正案は認められません。

この新病院問題は、これまで7年近くをかけ、行政、市民、議会で議論がされてきたことであり、この間の市民の皆さんによる大きな運動は、新病院の建設は市民の総意だということは明確でありますし、同時に現野洲病院がなくなるとすれば、市民の命と健康を守る新病院はどうしても必要であります。

最後に、我々議会人は市民の立場で市民の願いに沿って市民の命と健康を守るのが仕事であるからこそ、いま一度我々議会人がこの立場でこの問題をケツツし、新病院の建設を進めるべきと考えます。

以上、議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）の原案に対して賛成、修正案に対する反対討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第4番、丸山敬二議員。

○4番（丸山敬二君） 第4番、丸山敬二です。

それでは、議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）について、原案反対し、修正案に賛成する立場で討論を行います。

先ほどの討論の中で、市議会議員選挙と住民投票の話が出ておりましたけれども、住民投票はテーマを持って住民投票をやります。市議会議員はテーマを持ってやっているものではございません。

それでは、ただいま議題となっております議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正の動議について、賛成の立場から討論を行います。

市立病院整備計画は、計画当初から立地場所を野洲駅南口市有地、経営形態を当面市の直営方式とし、これ以外の選択肢はないパッケージとして病院整備を進めてこられたもので、このように当時から無理難題の提案をしております。

なお、経営形態を市の直営とすることについては、国の公立病院改革プランが目指す公立を民間への方向に反して、民間を公立化しようとしております。守山市民病院は、十数年来の赤字から脱却するため、民間へ移行することを決めました。守山市民病院のこれまでの経過をどのように評価して病院計画を進めているのか、全く理解できません。

駅前に立派な御殿のような病院を建設しても、近隣の大手病院には勝てるはずはありません。規模が大きくなればなるほど、保全に要する費用もかさねてきます。市民病院の整備に必要な費用はどんどん膨れ上がり、基本設計においては基本計画で示した内容などなかったように変更され、基本設計プロポーザルの結果報告時に同委員会からあった要請事項のうち、例えば工事費54億円には、本体工事のほか外構、厨房機器、電話設備等を含むことを認識し、予定額を超えない設計内容とすることとされているのに、本体工事を5階から6階に変更し、また免震構造については工事費の範囲で検討することとされていましたが、耐震から免震に変更するとして、合わせて約12億円の増となっています。このことは、基本計画では耐震構造としてプロポーザル発注しており、最優秀に選ばれた株式会社佐藤総合計画は、工事費の範囲内で免震構造とすると提案しており、他のプロポーザル参加企業に対し、うそをついたことにもなり、さらに委員会の要請事項を無視し、全く守られていません。昨年の病院設置条例が可決されてからは、基本構想、基本計画と積み上げてきたことがことごとく破られ、整備に要する費用はうなぎ上りにふえており、市民からも、病院は必要だが、負担はふえることが大きな不安材料であるという声が聞こえてきます。

市は費用は湯水のように湧き出るものと思い、次から次へと変更、追加で積み上げてきています。今や101億円を超える巨額の設備費用を投入し、また開院当初から市の直営による経営では相当の赤字が予想されることから、新病院整備事業という大型プロジェクトを進むに当たっては、議会や住民との真摯な協議が必要であると思います。

これまでの病院整備事業の取り組みについても、守山野洲医師会などの団体に対し、市長はみずからが事業の早期推進のための要請書を作成し、これに押印を求め、さも団体から要望があったように見せかけ、また自分に不都合なことは記憶にないと言うなど、卑劣とも言うべき手段をとって、また正常な議会運営を阻害する不当な介入など、決して許す

ことのできない行為を繰り返しています。このようなやり方は、憲法第93条第2項の精神である二元代表制を無視し、民主主義を否定するものであり、決して許されるものではなく、市長の不信任にも匹敵するものであります。ここで市長に対し猛省を促しておきます。

開院5年をめどに運営方法を検討すると言っていますが、その検討内容と進む方向性は示されていません。例えば直営から地方版独立行政法人に移行するのなら、どういうことについて検討し、どのような状態になれば移行するかなど示しておくべきですが、これも言葉だけが先行しており、実効性が示されておられません。

今回出されました平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案には、これら諸問題を解決するため、現計画を見直すことを求めるため、歯どめをかけたものであり、ここは一旦立ちどまって、パッケージにはこだわらず、対話、すなわちそれぞれの立場の意見を聞き合う場が必要であります。声を上げて新病院整備計画に対し、反対あるいは疑問を呈しておられる方は日増しにふえている現状がある中で、その方たちの意見を排除するようなことがあってはならず、これらの市民に対して誠意ある対応と丁寧な説明が必要と考えます。

市長の提案に賛成している議員も、基本計画をたがえ、どんどん整備費用がふえていることに対し、追認するのではなく、歯どめをかけるのが市民の負託に応えることではないでしょうか。

いずれにしても、この事業は多額の税金で行われます。議員の皆さんは、平成28年度決算報告にありましたように、経常収支比率が95%を超えたことの意味はおわかりのことと思います。子々孫々まで借金払いをさせ、当時の議員は何をしていたのだと言われないう、いま一度考え直す必要があり、そのチャンスは今しかありません。もう一度言います。駅前に御殿のような病院をつくっても、近隣の大手病院には勝てません。

以上のことにより、市長には市民の意向を十分踏まえた上で、同じ提案を何回も繰り返すのではなく、具体的な病院整備計画の見直し検討をされることを切に望み、議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議についての賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第2番、北村五十鈴議員。

○2番（北村五十鈴君） 2番、北村五十鈴でございます。

平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）に対する修正の動議について、賛成の



立場で討論いたします。

6度目の提案になります。しかし、今回も同じ予算が市から提出されました。そこで、私の思いも含めて賛成理由を述べさせていただきます。

予算も強気のままですが、市長の強気な態度も変わらず、今定例会の採決も早々にして、来月の市議会選挙で賛成議員をふやし、11月議会で可決するのだと聞き漏れてきます。そんな選択肢ももちろんあると思いますが、その反対もあり得ます。だとしたら、一体市はいつまでこの事態を引きずり、いつまでこのゆがんだ市政運営が続くのでしょうか。それに選挙が近づくと、出馬表明されている方も賛成、反対をはっきり表明されない。いいえ、したくてもできない事情やしがらみもあり、そんな方もふえてきます。病院問題よりも、まずは自分が勝たなくてはならず、どちらの支持者からも票は欲しい、後援者の意見も聞かないといけない、そう思うのはわからなくもなく、その判断を責めることもできません。だとしたら、市民には何とわかりづらい選挙になることでしょう。選挙ポスターには賛成、反対とは書いてありません。そんなわかりづらい市議会選挙なのに、選挙で結論が出るのに住民投票など要らないとおっしゃっておられる賛成議員や、先日の再議の市長の理由も影が薄く感じます。議員はそれぞれの志を持って市民のためにと出馬し、政治家になり、その本懐である市民の生活の改善と幸せを切に願うのです。

4年間、直接執行部や担当職員から直に説明を聞いていても難しい今回の新病院問題です。その賛否を新人議員に求め、選挙の争点にするのは、未来の野洲市にとっては危険な選択肢です。それよりも市民の自由な思いで市が提案している現状の病院問題に賛成か反対か、それだけを住民投票で問い、審査を委ね、その結果に市も議会も従う、それこそが民主主義であり、明るいまちづくりのあり方だと思います。

現実を見れば、市も議会も7年もかけて、結局この病院問題を解決できなかったのです。市民の皆様に御心配をおかけし、多くの関係者の皆様にも多大な御迷惑をおかけしております。その猛省はどちらにもあると思います。だから、この7年近く続いた混乱をどうかももう終わりにしませんか。終わりにしないとイケないのです。そのためにも純粋に住民投票が今必要です。そして、選挙後は賛成議員、反対議員などと呼ばれることなく、病院問題以外にも山積みの野洲市の課題に一丸となって向かわなければ、今は市にとってただのすり傷もだんだんがんに進行して、野洲の未来はつらく、悲しい結果を生むと思います。だから、私は住民投票に賛成です。そして、何ら解決していない今回の病院予算も変わらず反対です。裏切り者と呼ばれても、賛成しないと選挙は応援しないとおどかされても、

野洲は私にとってかけがえのないふるさと、大事な大事な町なのです。

現状でも計画から随分ふえた事業予算です。しかし、これから実施設計、見積もり、入札と進み、完成したらきっと3割は追加が出て、総額130億を超えるのではないのでしょうか。そんな巨額な投資に税金を注ぐことに、今、お気軽に賛成とは私はとても言えません。今がよくても、たとえ病院が建設されても、維持していく将来負担を考えたら、身の丈に合った新病院構想に戻すべきです。

強気過ぎて水面下の対話もなく、公開、公開と事あるごとに豪語され、一方的に市の考えを押しつけるやり方は決して正道ではなく、もっと膝つき合わせて本音で話し、お互い理解し合う対応が必要だったと思えてなりません。そうしていたら、もうとうにこの問題は解決していたと、急がば回れと先人の声が聞こえます。

毎年年間市からは100を超える議案が提出され、私たち議員はその一つ一つを丁寧に審査、質問、審議し、そのほとんどを賛成します。反対したのは、ことしならプール閉鎖問題とこの病院問題だけだと思っています。

何度も言いますが、病院がコアな駅前構想では市民との約束が違います。市は構想はあくまでも大きな枠組みだと言われますが、その一番大切な枠組みに十分過ぎる時間とお金をかけました。それなのに、その枠組みからはいつの間にかどどん外れ、病院ありきのためのパフォーマンスであったのなら、それは市民に対する裏切りです。ましてや、ますます将来財政が厳しくなるという数値も出ているのに、必要だからと計画予算をふやしては町が病気になるってしまいます。どうか戦うのではなく、排除ではなく、悪口ではなく、歩み寄る対話、話し合いでつくられていくまちづくり、住民投票の結果をお互い真摯に受けとめ、とことん住民のことだけを思い、住民のためにある行政、市議会であるべきです。

ちょうど5年前の今ごろ、私はふるさとに帰り、お世話になったふるさと野洲に、私を育ててくれたふるさとに人生最後の恩返しと、同級生や地元の皆様に支えられて議員になりました。そんな人生初めての世界で初めて出会った市長が山仲市長でした。余りにも優秀な市長を私は誇らしく思い、他市の議員からも賞賛されたものでした。

しかし、この4年間、市長の笑顔を私は何度見たことでしょうか。本会議場でもほとんどが意に反する議員をにらみつけ、職員からも声にできないため息が漏れ、そんなくされた答弁が並び、市長はいつもいらいらしておられます。最近は特に御自分の捨てゼリフ、多分覚えていないとおっしゃると思いますが、設置条例や住民投票等も、それなら議員が取

り下げたらい、出せばいいと発言され、その何気ないお言葉が事を大きくして世間を騒がせ、新聞紙面をにぎわかせる材料を提供しているようなものです。時間稼ぎの住民投票の再議も、一休さんの押し問答で理解に苦しみました。議員推薦の監査も置かれず、副市長も置かれず、議会軽視であり、二元代表制はぼろぼろで、こんな現状下で市政運営が正しくできるのか心配になります。どうか市長、本来お持ちのすばらしい才能を戦いにではなく協働に使っていただき、この混乱を反対議員のせいだけにせず、聡明な判断をお願いいたします。

市民病院でなくても、野洲市から医療はなくなりません。病院はなくなるのではありません。市民の皆様も洗脳を解き放たれて、どうか真つすぐに住民投票に向き合い、私たちがその結果に従い、こんな討論は最後にしたいと思います。議員の皆様のご賛同を願ひ、賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、議第83号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 8番、野並享子です。

議第83号平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

今回、決算に賛成する理由は、市民病院建設を求める多くの市民の皆さんの声に応えるためであります。基本設計予算を僅差で2回否決し、3回目に本予算に組み込まれた決算であります。市民の命と健康を守るために中核的医療機関は必要であり、今回、公立の病院建設をするということは市民の願ひに合致した内容であります。

予算が否決されると野洲市の中核的医療機関は大変な状況になると、守山野洲医師会の先生方からせっぱ詰まったお声を聞きました。また、市民の皆さんからも早く建設してほしいという切実な声を聞きました。野洲市民病院を実現する会から、約8,700人の市立病院実現を求める署名が出され、同じく市民病院を望む女性の会も約3,600人の中核的医療機関の早期実現を求める署名が提出されました。一方、駅前に病院建設を反対する市民団体から550人の反対署名が提出をされました。

こうした状況の中で、当初予算では11人の議員が賛成をし、可決されました。病院関係の予算を削減する修正案は11人が反対をし、否決されました。このことにより、基本設計が完成し、現在実施設計に移るはずですが、3回も否決され、進まない状況になっています。この1年余りの経過の中で、賛成9人、反対9人、議長裁定で病院予算は否決され続けていますが、多くの市民は建設を待ち望んでおられます。

先日、野洲病院を受診されている方から、前立腺がんになって手術をしてもらい、短期間の入院で済んで本当に助かったと言っておられましたし、また脳梗塞で言葉しゃべれない、そんな状況からこんだけしゃべれるようになったということをお聞きいたしました。皆さんも聞いておられる方もあろうかと思えます。本当に耐震ができていない野洲病院、早く市民病院を建設してほしいと、本当に切実に話しておられたと思えます。

この当初予算に賛成された議員さんが決算の認定の委員会で反対をされて、決算特別委員会で否決をされました。びっくりいたしました。今、その賛成の方から反対に回られた2人の方が95号に対しての反対の理由と修正案に対する賛成の理由をお聞きをいたしましたが、しかしそれはいろんなこの7年近くの中で本当に築き上げてきた内容ではないでしょうか。

市民の皆さんが要望を出され、また職員のスタッフの方々が働きやすい、そういうものを求めて病院の中身が変わっていったというのは、それは当然だと私は思います。最初に立てた計画どおりでいくなれば、市民の皆さんと懇談をし、話を聞き、それを生かすということができないではありませんか。皆さんから聞いた声をいかにその中に反映をしていくか、それはずっと市民の皆さんとの対話があったからこそ変わってきたのであり、また病院の会計が、市民負担がふやさないようという形でいろんな策が講じられて、駐車場も土地代もという形でどんどん入ってきたというのは皆さんも御存じではありませんか。

今後、この入札でどんどん追加で上がっていくというのも、それも空論であります。入札で下がるという可能性もあるというのが吹田の市民病院の計画でありました。お聞きしましたら、入札でかなりダウンしたということでしたから、それは今後のその業者の入札段階における部分だというふうに思っております。

上がる、上がるという形で、そして赤字がふえるという形で、本当に市民に不安をあおるような、それはちょっといかななものかと思っております。何としても、やはりこの決算は認定をしていくべきだと私は思っております。

全面的に日本共産党は市政運営に対して賛成をしているものではございません。いつも指摘をしていますように、2点指摘をさせていただきます。

同和行政については、28年度から個人施策を廃止されました。地元の方々との協議の積み重ねであり、評価するところであります。しかし、部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会からの退会を求めても、内部に入って変えていくということをお言葉、28年度も40万円余りの支出となっています。また、人権啓発の名のもとに、同和

に関する押しつけ的なものがまだまだ存在しています。学校とか地域での人権啓発のあり方が問題だという声もお聞きいたしております。

また、工業振興助成金も企業との約束だからと毎年5,000万円の予算が組まれています。山仲市長にかわられたとき、新しい市長として政策変更は可能でした。資本金1億円以上の大企業に対しての助成はやめるべきと提案をいたしました。聞き入れてもらえず現在に至り、まだあと4年続きます。

安倍政権が続ける社会保障切り捨てや憲法9条に自衛隊を明記し、戦争への道を開く憲法改定を進めようとしているこの安倍暴走政治のもと、市民の命と健康と暮らしを守り、平和が守れるような行政運営を求めて、賛成討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

議第83号平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本市の平成28年度予算執行につきましては、透明、公平、公正と市民参加の仕組みのもとに、市民の安心・安全をつくり出すことを重きにおいて執行されております。中にはゆきはたこども園の完成、さらに新クリーンセンターの施設整備完了、また操業へとつないでおります。さらに、野洲駅北口歩道橋設置、雨水幹線による治水対策と都市基盤の整備など、継続事業を中心に進めておられます。さらに、子育て支援や高齢者対策特別支援教育の充実や生活困窮者支援事業等のきめ細かなまちづくりに取り組まれてこられました。我々野洲公明党といたしましても、年末にいつも予算要望をさせていただいております。こういった中で随所にこういったのが取り組まれていただきまして、本当に感謝の思いでございます。

今後も野洲周辺基盤整備事業を初め、都市基盤事業、公共施設の改修整備等、財政運営に直結する大型事業が続くとともに、福祉・教育分野での行政需要が増加し、多額の費用が必要になってくることは目に見えてきます。さらなる厳しい財政状況が見込まれますので、財政健全化をさらに進めることが必要でございます。そのために、コスト意識の徹底や新地方公会計及び公共施設等総合管理計画の整備による公共施設の適切な管理と運営、あわせて長期展望に立った行政運営を切に希望いたしまして、議第83号平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 続いて、議第84号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

議第84号、平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論します。

国民健康保険税は、県下の中でも高い水準にあり、払いたくても払えない高い保険料は、市民の大きな負担となっています。最近では、資格証明の発行はしておられません、現在でも29世帯31人の方が資格証明となっています。郵便が届かない、宛先不明で戻ってくる等もあるということですが、詳細に調査すればこの数字は減るのではないかと。

しかし、市内に住んでおられるのなら、病気になっても病院に行きたくても行けない、そんな状況が生まれます。社会保障制度が崩されていく中で、暮らしがますます大変。負担軽減のために国保税の引き下げを求めています、過去に法定外繰り入れも廃止したことは、国民健康保険が、国民皆保険制度や社会保障制度という趣旨に反している。

野洲市は全国に先駆けて生活困窮者施策を行っているが、その一方で高い国保税は生活困窮者を生み出してしまいかねず、法定外繰り入れを行い、生活者の視点に立った施策が求められる。平成28年度国民健康保険事業財政基金の残高は2億7,842万4,229円であり、取り崩しが必要とされてきたが、基金はふえていっている状況からすれば、市民からすると保険税の取り過ぎともとられかねず、社会保障制度であるからには基金を活用し、引き下げを行うべきである。

平成30年度から国民健康保険の県への広域化に向けて、県から市町への仮係数による納付金推定額の提示が11月ごろ行われる。納付金確定額の提示は平成30年1月ごろであり、2月には納付金確定額が明らかになる。運営本体が県に移行し、国の介入が大きくなることは、今後、都道府県ごとの保険料率化の一本化で地方自治の形骸化が進むのではないかと懸念される。広域化による事務の簡素化も必要であるが、国は国保財政の支出面の管理を強めていくために、データヘルス事業としてセレクト点検の強化などを行い、マイナンバーと同様にIT情報産業への算入で、適正化の名のもと、運営費が膨れ、国保税の値上げにつながりかねず、被保険者に負担がふえないよう県に求めていかれたい。広域化の中で財政調整基金は保有できることから、国民健康保険制度が社会保障制度である以上、基金法定外繰り入れや一般会計からの繰り入れなど、被保険者の負担軽減を図られていくことが行政としての役割を果たすことである。

以上、議第84号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて反対討論とします。

以上です。

済みません、さっきの討論中、セレクトと言いましたけれども、レセプトの間違いです。済みません。

○議長（坂口哲哉君） 次に、議第94号について、第12番、市木一郎議員。

○12番（市木一郎君） 第12番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

まず、去る9月13日に守山市民病院の経営移行に関する新聞報道がありました。その内容を要約しますと、市の直営による病院経営は限界に来ている。累積赤字は2016年度末で18億円を超えており、今後10年間で一般会計からの繰り入れが年間約3億5,000万円に膨らむ見込みである。そこで、この慢性的な赤字が続く守山市民病院を2018年4月から15年間、社会福祉法人恩賜財団済生会に指定管理委託し、2033年4月には同財団に譲渡するとの発表でした。

守山市民病院は、現在、本市が野洲駅南口に整備を進めようとしている野洲市民病院と全く同じ199床の病床を有する自治体病院です。守山市民病院は、昭和47年に現在野洲病院を経営する医療法人御上会により開設され、昭和57年に守山市の直営による市民病院に経営を移行したものです。

今回、市長が進めようとしている野洲市民病院と守山市民病院を比較してみますと、建物につきましても野洲市民病院が1,033平米大きく、敷地面積は野洲市民病院が駐車場用地を含めて約8,000平米で、守山市民病院は1万3,592平米と、逆に5,592平米狭いということです。診療科目についても、守山市民病院は13科目で、野洲市民病院は9科目と、4科目も少ないということです。一般会計などからの繰入金につきましても、守山市民病院は平成27年度で約5億3,900万円、野洲市民病院は開院後10年目で5億2,500万円とされています。

このように、野洲市民病院整備の基本的な内容は、設置場所の違いにより敷地面積や建築面積すら違えども、現守山市民病院とほぼ同じ内容の病院を整備しようとしています。守山市民病院も開設当時は運営の方法等、方向性としてよかったと思いますが、時代の変化で経営が行き詰まってきたものと思います。このように、近隣に守山市民病院というお手本があります。野洲市民病院においては、くれぐれも同じ轍を踏む結果とならないこと

を切に願うばかりでございます。

さて、今定例会において野洲市民病院実施設計業務委託や開設支援業務委託、そして駅前南口の市有地の購入費など、本年2月定例会及び5月の臨時会、そして6月定例会におおむね同じ内容の予算の提案をされておられます。したがって、これまでと類似した討論になりますことを御了承いただきたいと思っております。

私たちは、これまで野洲市民病院の整備に関してさまざまな角度から質問し、市長の考えを問いただしてまいりました。その多くの質問内容を要約いたしますと、1点目は、野洲市中期財政見通しからも明らかなように、野洲市の極めて厳しい財政状況下で病院事業に着手する問題、いわゆる財政上の問題。2点目に、当初、総事業費が約56億円と説明を受けたにもかかわらず、幾度となく事業費が変更され、約86億円にもなり、さらに直近では野洲市の一般会計予算の半分以上である100億円を超えることとなった問題。3点目に、建設費が全国的な建設需要により高騰している問題。4点目に、県との協議のおくれや協力関係の構築の必要性についての問題。5点目に、パッケージとしている野洲駅前南口での整備に関する問題。例えば敷地面積が狭く、かつ駅前の景観上の問題や危険度の高い立体駐車場の問題。そして、雨天時の交通渋滞。さらには、豪雨時の排水対策などの問題。6点目に、医療スタッフの固定化した給与費や下方修正されたというものの、依然高い病床利用率で算定された余りにも楽観的な収支計画の問題。7点目に、立地場所に関する市民とのコンセンサスの必要性の問題。8点目に、国の方針に反する市の直営という経営形態の問題。最後に、9点目として市長の責任の所在の問題など、多角的に指摘を行ってきました。

しかるに市長は、議会でのこれらの質問に対し、全く誠意ある回答をせず、市の広報誌に反論を掲載するにとどまらず、特定の議員や議会を批判するなど、本来公正、中立で客観性が求められる公的な紙面を私的な政治活動に利用していると言っても過言ではないと思っております。また、広報やすの8月1日号から「市長メッセージ」というコーナーを新設し、毎月町の動きを私からお伝えしますと、まるで私的な政治活動報告とも言える何でもありのコーナーをつくるという、市長に対しての権限をフルに行使しているように思います。

このように、議会の意見に耳をかさず、二元代表制や議会制民主主義を全面的に否定する手法は、まさしく独断専行の行政運営と言わざるを得ません。また、行政のトップである市長の姿勢を見ていると、市民病院の整備という野洲市の将来を左右する極めて重要な事項を進める中で、みずからの責任の所在を曖昧にする姿勢では、私はもちろんのこと、



決して市民の不安を払拭することはできないと思います。

以上のことにより、市長は住民投票の実施による市民の意向を踏まえた上で、正しい市政運営の実施をされることを切に望み、議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算についての反対討論といたします。

なお、あわせて本案に関連します議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算第4号に対する修正案に賛成し、議第100号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第3号）について反対の意思を表明するものであることを申し添えます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、7番、太田健一です。

議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算に対する賛成討論を行います。

まず、先ほど市木議員が反対討論の中で、これはこれまでも何度か使われていますが、守山市民病院のことを出して比較、お手本にしたほうがいいという話をされていましたが、この守山市民病院が済生会に譲渡、来年されますが、そのことに関しての理由とか説明はこれまで何度もあって、もう野洲市の今の計画の状況とは全く違うということは明らかになっていますよね。例えば、周りに成人病センターがあるとかという立地的な状況が全く違うということであったり、一番大きいのは医師確保ですね。公立の病院、民間もそうですけど、病院を運営していく中で一番大事なのはやっぱり人材、医師が確保できるかどうかということで、守山市民病院は現時点でも高齢化が進んで若い先生がいない。お年を召された医師の方も数年後にはやめられるということが確実視していて、要は医師確保はできないというところからも運営が厳しくなってきた結果今に至るということがもう明らかになっているので、これは野洲病院と199床の自治体病院という意味では、それだけは一緒ですけど、中身は全く、状況は違います。

言うまでもなく、多くの市民の方々が新病院整備を望んでおられる状況は日に日に増すばかりでありまして、議会で建設的な議論も発展しない状況や、実現不可能な対案を提示しては予算を否決して足どめを繰り返されることに議会への怒りや不信が大きく膨れ上がって、来月行われる市議会議員選挙の改選によって、新しい議員メンバーでの市民病院整備に期待をされています。そのような多くの市民の声を真摯に受けとめ、市民との約束でもある病院設置条例を執行するために、諦めずにこの病院整備関連の予算を提案し続けることは当然のことです。たび重なる予算否決によって新病院建設の時期が約3カ月おくれることは残念ではありますが、いたし方ないことと考えます。

さらに、そうした厳しい状況の中でも、現野洲病院の医師や看護師、事務方も含めたスタッフの方々が新病院整備に望みをかけながら、市民の命と健康を守るために野洲市の中核医療を支え続けておられることに心から感謝をしています。

先日の生田県会議員を交えて行った公開による野洲市民病院整備計画の意見交換会の中でも、守山野洲医師会の会長である福田氏が述べられていたとおり、否決によって一時は小児の救急医療ができなくなりました。現在は再開されていますが、小児医療を守るためにも新病院計画は必要であると訴えられておられました。現在でも年間1万人の患者さんを診ておられて、今後の動向としては2035年まで小児科の需要は障害児も含めてふえていくとのことで、その要因として、この10年間出生率はふえておりました、今後10年もふえ続ける予測であるということでした。もうけを重視すると不採算部門として切り捨てられてしまう分野の医療を守るためにも、民間ではなく、公的病院の必要性というのを強く述べられておられました。現在、湖南広域組合で小児救急を公的に行っていますが、野洲市は川に挟まれた地域でもあるため、地震などの大規模災害が発生した場合においても救急医療は必要であり、地域包括ケアシステムは高齢者だけではなく、子供から大人まで担うものとして医師会として救急、小児科、在宅介護が必要とも考えており、そうした機能は全て盛り込まれた現計画の重要性も話されていました。

市民の中には、計画に不安を感じる方々がおられるというのも事実ではありますが、先日の岩井議員の新病院整備計画に関する一般質問のやりとりの中で、そうした疑問点はさらに払拭されたのではないかと感じています。具体的には、場所の問題、事業費、運営形態、医師確保、駐車場、県協議、起債同意の手続、市財政への影響、市税が上がることについてなど、10項目にわたって問題がないという明確な答弁によって、さらにこの野洲市民病院の整備計画の必要性や実現性が明らかになりました。市民だけではなく、医療の現場に直接携わる多くの方々からも強く望まれているこの野洲市民病院の整備計画を一日でも早く進めていくべきと考えます。

以上の理由から、議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算に加えまして、同じ病院関連の議案でもあります議第105号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に対しての賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午後2時35分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、再開いたします。

訂正の報告がありましたので、これを許します。

丸山議員。

○4番(丸山敬二君) 先ほどの総務常任委員会委員長報告の中で、誤解を招くような表現がありましたので、一部訂正をさせていただきます。

「総務常任委員会に付託を受けました請願、議案及び所管事務調査について」と申し上げましたけれども、「総務常任委員会に付託を受けました請願、議案のほか、本委員会が法に基づき行う所管事務調査について」に訂正をさせていただきます。

○議長(坂口哲哉君) ただいま議題となっております議第83号から議第109号まで、並びに請願第1号及び議第95号に対する修正案「平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか28件の採決における可否同数の取り扱いについて、起立票決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定し、議長裁決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議第83号から議第109号まで、並びに請願第1号及び議第95号に対する修正案「平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか28件の採決における可否同数の取り扱いについて、起立票決は賛成者の起立を求めています。起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定し、議長裁決を行うことに決しました。

これより順次採決いたします。

まず、議第95号に対する立入三千男議員ほか3名から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議第95号に対する修正案は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対

する可否を裁決いたします。

本件については、本職は可決と裁決いたします。よって、議第95号に対する修正案は、修正案のとおり可決することに決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員です。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議第83号平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不認定ですので、原案について採決いたします。

議第83号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議第83号は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は否決と裁決いたします。よって、議第83号は不認定とすることに決しました。

次に、議第84号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第84号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立多数であります。よって、議第84号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第85号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 85 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 85 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 86 号平成 28 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 86 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 86 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 87 号平成 28 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 87 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 87 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第 88 号平成 28 年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第 88 号については、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第88号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第89号平成28年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第89号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第89号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第90号平成28年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第90号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第90号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第91号平成28年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第91号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第91号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第92号平成28年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第92号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第92号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第93号平成28年度野洲市水道事業会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。議第93号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第93号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第94号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議第94号は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は否決と裁決いたします。よって、議第94号は否決することに決しました。

次に、議第96号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第96号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第96号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第97号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第97号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第97号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第98号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第98号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第98号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第99号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。



本案に対する委員長の報告は可決です。議第 99 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 99 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第 100 号平成 29 年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 100 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立者、賛成 9 名、起立しない者、反対 9 名で可否同数であります。よって、議第 100 号は、地方自治法第 116 条第 1 項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、本職は否決と裁決いたします。よって、議第 100 号は否決することに決しました。

次に、議第 101 号平成 29 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 101 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 101 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第 102 号平成 29 年度野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第102号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第102号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第103号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第103号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第103号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第104号野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第104号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第104号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第105号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は否決ですので、原案について採決いたします。議第105号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立者、賛成9名、起立しない者、反対9名で可否同数であります。よって、議第105号は、地方自治法第116条第1項の規定により、本職において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、本職は否決と裁決いたします。よって、議第105号は否決することに決しました。

次に、議第106号財産の譲与について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第106号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第106号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第107号財産の取得について（消防ポンプ自動車）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第107号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第107号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第108号湖南広域行政組合規約の変更について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第108号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第108号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第109号平成29年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決いたします。

お諮りいたします。

(「28年度」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 失礼いたしました。

次に、議第109号平成28年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第109号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第109号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号国に対し「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択ですので、原案について採決いたします。請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(坂口哲哉君) 御着席願います。

(「今途中で座らった人いますよ、立ってから。確認してください。確認してください」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。

(午後3時11分 休憩)

(午後3時11分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択となりました。

暫時休憩いたします。

(午後3時11分 休憩)

(午後3時17分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

意見書第11号から意見書第13号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) 御異議なしと認めます。よって、意見書第11号から意見書第13号まで日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 追加日程第1、意見書第11号から意見書第13号まで、介護保険制度の維持・充実を求める意見書案ほか2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第11号及び意見書第12号について、続けて第9番、東郷正明議員。

○9番(東郷正明君) 9番、東郷正明です。

介護保険制度の維持・充実を求める意見書について説明します。

介護保険制度は、介護保険の施行により、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療、福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念のもと設けられた制度です。しかしながら、国は歳出削減を社会保障費に集中させ、2018年度から介護保険制度を大幅に見直す方向です。その骨子に介護保険サービスの見直しの検討が行われ、具体的には介護認定の軽度者に対する福祉や住宅改修等の自己負担を盛り込んでいます。介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担の検討を中止し、制度の充実を強く求め、地方自治法99条の規定により提出します。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

続いて、核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書に対して説明を行います。

核兵器禁止条約が124カ国の参加中122カ国の賛成で採択されました。しかしながら、この会議には日本の政府は参加しないばかりか、安倍首相は核兵器禁止条約には今後とも批准しないと発言しています。世界で唯一の被爆国である日本が会議にも参加せず、今後も署名、批准を行わないとは一体どこの総理なのか、疑問に思います。

核兵器禁止条約によって人類史上初めて違法化され、悪の烙印が押されました。そのことにより、核兵器を保有し、使おうとする国は、政治的・道義的責任を大きく問われます。

以上のことから、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第13号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第13号所得税法第56条の廃止を求める意見書について、趣旨説明を行います。

所得税法第56条で、事業主の配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないということになっておりまして、必要経費として認めていません。そのために配偶者は86万円、配偶者以外の家族が50万円が控除されるのみということで、最低賃金にも達していない。社会保障や行政手続などの面で弊害が生じています。平成26年1月に全ての中小企業者に記帳が義務づけられており、所得税法第57条による差別は認められません。

家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国でおよそ483自治体が意見書を上げています。2年前にも同様の意見書を提出をいたしました。そのときが400自治体ということで、この2年間の間で83自治体がこの意見書を上げたということがあります。また、国連の女性差別撤廃委員会からも異議が出されております。また、政府はこの56条の廃止に向けて検討を始めているということで答弁を国会でいたしておりますが、いまだに実現ができておりません。

この所得税法第56条の廃止を求めるということで意見書を上げたいと思います。議員各位の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） これより、ただいま議題となっております意見書第11号から意見書第13号までについて質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第11号から意見書第13号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第11号から意見書第13号までについて、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第11号から意見書第13号までについて  
討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後3時24分 休憩)

(午後3時25分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、意見書第11号について、第12番、市木一郎議員。

○12番(市木一郎君) 第12番、市木一郎でございます。

それでは、ただいま議題となっております介護保険制度の維持・充実を求める意見書  
(案)について、反対討論をいたします。

政府与党では、5月26日に改正介護保険関連法を成立させました。平成30年8月か  
ら一部利用者の負担を2割から3割に引き上げ、所得の多い高齢者に応分の負担を求め、  
制度の持続可能性を高めていく方針です。

介護保険は、制度がスタートした平成12年度から比べると、介護費用が約3倍近くに  
増加しており、利用者の応分負担を求めることは、制度を次の世代へと続けていくために  
やむを得ないものと考えます。必要な方に必要なサービスをしっかりと提供する、そして  
同時に保険料、そして税、利用者自己負担、これらを組み合わせ、財源をどう確保するの  
かということになると思います。

意見書(案)文中に、「お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度  
への転換」とありますが、財源なくして政策が実現するわけがありません。今回の法改正  
では、介護納付金に総報酬割が導入され、現役世代の一部の人の負担増加も行われ、世代  
内、世代間の負担の公平化が図られることとなっております。互いに助け合い、持続可能な  
制度としていくことが必要であると考えます。

以上、介護保険制度の維持・充実を求める意見書(案)に対する反対討論といたします。  
議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(坂口哲哉君) 次に、第7番、太田健一議員。

○7番(太田健一君) 意見書第11号介護保険制度の維持・充実を求める意見書(案)  
に対する賛成討論を行います。

介護保険制度は、これまで国の社会保障費削減路線のもと、相次ぐ制度改悪が行われ続け、保険あって介護なしとも言われるひどい状況となっています。そうした中で、提案説明にも記載してあるとおり、2018年度からさらに介護保険制度を大幅に見直す方向として、具体的には介護認定の軽度者に対する福祉用具貸与や特定福祉用具販売、住宅改修等の自己負担化とサービス見直しが検討されています。

今月の13日には、2018年度の介護報酬改定へ向けた事業者団体ヒアリングが社会保障審議会介護給付費分科会で行われ、ホームヘルパーや福祉用具、病院など、関係11団体が出席しまして、在宅の高齢者に提供される訪問介護の報酬を引き下げること懸念を表明しました。

この報酬改定では、訪問介護の中でも生活援助を中心としたサービスの報酬切り下げが狙われていますが、日本ヘルパー協会の会長は、家の中の様子、暮らしぶりを観察し、ちょっとした会話による体調の変化の気づきをもとに、意欲の維持や回復を支援し、セルフケア力を高めるといふふうに述べられておられまして、日常生活の組み立てを支援する生活援助の重要性を説明しました。人員基準緩和や報酬引き下げが提案されていることについて、訪問介護の社会的評価の低下を招きかねないと指摘されておられます。

全国ホームヘルパー協議会の会長は、人員基準の緩和に伴い、簡易な研修で生活援助に携わることが検討されていることについて、自立支援への視点が不十分な人材が増加することを非常に懸念しているというふうに表明し、生活援助に必要な介護の専門性を踏まえた慎重な検討を求めました。

2015年の介護保険改悪に伴う2割負担の導入や、要支援1・2対象者への介護給付外しにも批判の声が上がっています。

日本認知症グループホーム協会の会長は、認知症グループホームは低所得者の食費、居住費の負担軽減を行う補給給付のある介護施設より割高になっていると指摘され、2割負担は影響大だと強調し、現状でも経済的理由で退所する利用者がいると紹介した上で、実効性のある低所得者対策を求めました。

こうした事業者団体ヒアリングは今回で2回目となりまして、今月の6日に第1回目がありました。そこではリハビリテーションや高齢者向け住宅の関係者が出席し、全国介護つきホーム協会は、2015年度の介護報酬の大幅引き下げにより、3割の事業所が赤字との調査結果を示して、介護人材の確保や育成のための処遇改善はさらに困難な状況だと指摘されておられました。



このように、介護される側だけではなく、サービスを提供する事業所側にも負担を強い  
る介護保険制度の改悪は、今後さらなる超高齢化社会を見据えた上で抜本的な改正が必要  
ではありますが、介護の現場に携わる人々が求める要望に応え、制度の維持・充実を図っ  
ていくべきと考えます。

以上の理由によりまして、意見書第11号介護保険制度の維持・充実を求める意見書  
(案)に対する賛成討論とします。

○議長(坂口哲哉君) 次に、意見書第12号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番(矢野隆行君) 15番、矢野隆行でございます。

意見書12号核禁止条約の署名と批准を求める意見書(案)に対しまして、反対の立場  
で討論させていただきます。

国連におきまして7月に採択されました核兵器禁止条約、核禁条約でございますけれど  
も、核兵器を違法化することで、核のない世界を目指すものであります。これは核軍縮や  
核拡散防止など、現実的なステップを通して核廃絶を目指す核保有国の考え方とは違うも  
のでございます。このため、核保有国の条約加盟はほとんど見通せないのが、核兵器違法  
化の意義は大きいと思っておりますけれども、こういう状況でございます。

核兵器違法化する試みは21年前にさかのぼるわけございまして、いかなる状況にお  
いても核兵器による脅威または使用は、国際法上、許されるかとの国際総会の諮問に対し  
まして、国際司法裁判所、これはICJでございますけれども、1996年7月8日、一  
般的には武力紛争に適用される国際人道法の原則に反するが、国家存亡の危機に際しては、  
自衛目的の場合は合法か違法か明確な結論を出すことはできないとした勧告的意見を言い  
渡しているところでもございます。これは核兵器に対しましてこのICJが法的判断を示  
した初のケースでありまして、自衛目的の場合の判断が回避したとはいえ、核兵器の合法  
性の根拠を何一つ示さなかったことで、核違法勧告とも呼ばれているわけでございます。  
これを受け、翌97年4月にコスタリカが核兵器禁止条約のモデル条約を国連に提出しま  
したが、実現にはほど遠い時代状況でもあったわけでございます。

しかし、核違法勧告が違法の根拠を非人道的兵器の使用禁止などを定めました国際人道  
法違反に置いた意義は大きく、2013年から14年にかけて3回開かれました核の  
非人道性に関する国際会議の開催にこれはつながったものでございます。核兵器の非人道  
性はICJと3回のこの国際会議で厳しく言及され、国際社会の共通認識となり、今回の  
核禁止条約でも違法性の根拠として今位置づけられたものと認識しております。

核禁止条約につきまして、核拡散防止条約、NPTで核兵器国として核保有を認められました5カ国、いわゆる米、英、仏、露、中と、核の傘の下にある北大西洋条約機構や、日本、韓国など、核依存国は反対であり、今回の条約交渉会議にも参加しておらないわけでございます。NATOのオランダは参加し、これは採決で反対をしておるのが現状でございます。

ここで、日本の別所国連大使は条約採択の日に、現状で条約に署名することはないと述べまして、米、英、仏の3カ国も共同声明で、安全保障環境の実現を無視している。条約は北朝鮮の重大な脅威に対する解決策も提供せず、核抑止力を必要とする他の安全保障上の課題にも対処していないと批判し、署名、批准、また加盟することはないと表明もしておるわけでございます。

そこで、核保有国の加盟がなければ、核禁止条約の実効性はほとんどこれは望めないものであります。核保有国は、核実験禁止や核軍縮など、現実的な取り組みを進め、禁止は最終段階で必要との考えでございます。禁止先行となった核禁止条約は、保有国と非保有国との溝を大きくしたのが現状ではないかと思うわけでございます。

そこで、我々公明党といたしましては、核のない世界に向けまして法的枠組みについて議論を進められたことに対しまして、核廃絶の思いを同じくする立場から敬意を表しまして、条約採択を一步前進と評価しております。その上で、今後は保有国と非保有国の橋渡し役として政府が準備しております双方の有識者による賢人会議開催などを通しまして、核廃絶への具体的な歩みに貢献することを公明党としても表明しておるわけでございます。

以上のことで、意見書第12号核禁止条約の署名と批准を求める意見書(案)に対しまして反対討論といたします。

以上でございます。

○議長(坂口哲哉君) 次に、第7番、太田健一議員。

○7番(太田健一君) 意見書第12号核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書(案)に対する賛成討論を行います。

ことしの7月の国連会議で採択された核兵器禁止条約への各国の署名が今月の20日から開始されていますが、条約は50カ国が批准してから90日後に効力を発します。この核兵器禁止条約への参加を各国政府に迫る世界同時行動、これは平和の波と呼ばれていますが、これも韓国、イタリア、フランス、デンマーク、アメリカ、ニュージーランドなど、日本を行動の起点、滋賀県でも今始まっていますが、として世界各地で始まっており、国

際政治も市民の運動も条約発効に向けた新たな段階を迎えます。

こうした状況のもとで、世界で唯一の被爆国である日本政府の姿勢はとりわけ厳しく問われますが、日本は禁止条約を交渉する国連会議に参加せず、安倍首相も署名、批准を行う考えはないと述べ、禁止条約は核保有国と非核保有国の分断を深めるということを理由に、日本は橋渡しをするとしています。しかし、核保有国に同調や追随をして、どうして仲介を果たすことができるのでしょうか。この禁止条約に背を向ける本当の理由は、アメリカの核の傘のもとにあることで、日本は自衛のためにはアメリカの核兵器の使用やその威嚇を認めています。

ことしの、今月ですが、9月10日にNHKがスクープドキュメントとして放映した「沖縄と核」という番組を見た方もおられるとは思いますが、衝撃的な内容でありました。これは45年前の本土復帰までアジアにおけるアメリカ軍の核拠点とされてきた沖縄ですが、これまでその詳細は厚いベールに包まれてきました。しかし、一昨年、アメリカ国防総省は沖縄に核兵器を配備していた事実を初めて公式に認め、機密を解除し、これを受け、沖縄と核に関する極秘文書の開示が相次ぎ、元兵士たちもようやく重い口を開き始めています。そこから浮かび上がってきたのは、核の島・沖縄の衝撃的な実態でありまして、約1,300発もの核兵器が置かれ、冷戦下、東西陣営の緊張が高まるたびに最前線として危機的な状況に置かれていたことや、さらには核の存在こそが沖縄への米軍基地シフトをもたらす要因となっていたという事実が明らかにされました。1950年代から急速に部隊の核武装化を進めようとしたアメリカと国民の見えないところに核を欲した日本、両者の思惑の中で唯一の被爆国の番外地として重過ぎる負担を背負うことになったのが沖縄ですが、新資料と関係者への証言から、沖縄と核の知られざる歴史に光を当てるという内容でありました。

米軍が沖縄に核兵器を配備していたこと自体は以前からある程度は知られてはいましたが、しかしそれがこれほどの規模で、かつこれほど危機的な状況だったということを日本国民はほとんど知らされておらず、恐るべき現実だと思いました。

この番組が告発しているポイントのうち特に重要なのは、那覇近郊で起きていた核ミサイルの誤発射事故、キューバ危機の際に沖縄は破滅の瀬戸際にあったこと、核リスクを沖縄にだけ押しつける日本政府の卑屈さでありましたが、情報をこのように隠し、小出しにして、たとえばもうそをつき続けるという、これは戦争責任からそのほかの公害問題、原発事故に至るまで、この日本政府の卑屈さは常に一貫しておりまして、この卑屈さこそ

日本特有の波と言っても過言ではありません。

こうした新たな事実も踏まえた上で、核兵器禁止条約の調印開始に際して、今、日本政府に問われているのは、核兵器の非人道性を身をもって体験した被爆国として、そうした兵器を再び使用することを認めるのかどうかという根本的な問題でもあります。今こそ核兵器禁止条約に署名して、日本の核密約の破棄と非核三原則の厳守、法制化など、日本の真の非核化に踏み出すべきときだと思えます。そうすることによって初めて北朝鮮への核ミサイル開発放棄も一層強く説得力を持って迫ることができると思えます。

以上の理由から、意見書第12号核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）に対する賛成討論とします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、意見書第13号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 16番、梶山幾世です。

意見書第13号所得税法第56条の廃止を求める意見書に対して反対討論をいたします。

所得税法56条の廃止を求めるこの意見書について、まず青色と白色は決定的に違いがあるということです。白色申告にも記帳義務が課せられたことをもって、青色申告と一緒にしたという次の点があります。

まず1点目は、国民に納税の義務がある以上、申告納税制度のもとで納税額の把握のため、帳簿義務があるのは付随的な義務として当たり前でございます。今まで免除されてきたことのほうが不思議だと思えます。

2点目といたしましては、さらに白色と青色で整理すべき帳簿の種類やまとめられる内容、制度も異なっており、同列に論じることは不可能ということです。白色で求められるのは小遣い帳程度のものでよいですが、青色では正式に決められた会計帳簿が要ります。

次に、白色申告と青色申告で家族労働の扱いに差が出るのは人権侵害で不当だという次の点があります。

1点目は、納税事務の効率化という観点から、青色申告に対する優遇措置が設けられており、提案者の主張は、どうして青色申告制度があるのかという根本的な理由を見過ぎておられます。

2点目は、各種の判例を見ましても、白色申告の家族従事者が青色申告の家族従事者に比べて不当な差別的扱いを受けていると認定しているものはないということです。

次に、所得税法56条の廃止には、租税の公平負担に大きな障害が生じます。所得税法第56条廃止は、所得分散を可能にする側面があり、家族間の取り決めによって給与等の

形で分割することは恣意的な所得分割を許すことにもなりかねません。

以上のことから、意見書13号所得税法第56条の廃止を求める意見書に対して反対討論といたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 9番、東郷正明です。

意見書第13号所得税法第56条の廃止を求める意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

所得税法56条は、個人事業主が家族経営で事業を行っている場合、事業主が妻など、家族や親族に働き分相当の金額を支払っても必要経費とは認められず、全て事業主の所得に合算されてしまいます。家族経営の偏見であり、地域振興のツゲとなっています。

よく青色申告にすればと言われますが、青色申告は税務署長が条件つきで一部経費を認める特典で、幾つもの義務が課せられていることから、家族一人一人の働き分を認めたものとはなっていません。申告の仕方によって実際の家族の働きを否定することは、全ての国民は法のもとに平等であって、政治的・社会的観点において差別されないと憲法14条に記されており、この理念に反します。青色申告や白色申告、法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人一人の働き分は必要経費と認めるべきです。個人の尊厳と行政の平等に反する差別的税制であり、速やかに廃止されるべきです。

以上のことから、意見書第13号所得税法第56条の廃止を求める意見書に対して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第11号介護保険制度の維持・充実を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第11号は否決されました。

次に、意見書第12号核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書（案）は、原案のと

おり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第12号は否決されました。

次に、意見書第13号所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（坂口哲哉君） 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第13号は否決されました。

暫時休憩いたします。

(午後3時52分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議長からお許しをいただきましたので、平成29年第4回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本日も最終日、長時間にわたり御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会は、去る8月30日に招集させていただき、本日に至るまで24日間でありました。提案いたしました平成28年度決算の認定11件、当初予算1件、補正予算7件、条例の改正4件、その他7件の計30議案につきまして慎重な御審議をいただきました。採決の結果、議第95号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第4号）の病院関連予算を削減された修正案が可決され、議第83号平成28年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第94号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第100号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第3号）、議第105号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例のいずれも可否同数の結果、議長裁決により不認定及び否決となりました。このように、市民病院整備に係る一連の予算は四たび否決をされました。あわせて、市民病院の開院時期をおくらすための条例と前年度の一般会計の決算も

それぞれの案が認定いただけませんでした。

市民病院整備に係る一連の予算の否決は、残念ながら従前のおりであります。市民病院の開院時期の変更に係る条例の否決は、法令上の厳密な解釈は別といたしまして、政策意志的、また市民感覚的には現行条例に定める平成32年10月の開院がこの場で再確認されたこととなり、市民病院整備関連予算の否決と相反矛盾する採決となったと理解しております。

また、前年度の一般会計の決算の不認定につきましては驚きを隠せません。開会当初の提案説明で申し上げましたとおり、昨年度は新クリーンセンター初め、野洲駅北口の大規模歩道橋整備、ゆきはたこども園、従来の学校及び園への加配スタッフの配置に加えて、スクールソーシャルワーカーの増員などの子育て支援及び教育の充実、国道8号バイパスの用地買収と起工、約6ヘクタールの工業団地造成事業、雨水幹線整備、踏切改修など、病院だけをやっていただけではなく、これらの多くの事業が、矢野議員も御指摘いただきましたように、適正な予算執行により計画どおりの成果が市民及び議員の皆様のお力添えで実現していると私は申し上げました。これらは、申し上げましたとおり、私の成果ではなく、市民、議員皆さんの成果であります。それが否決された、否定されたことは、全く不思議であるとともに、まことに残念であります。ましてや、それが可否同数で、本来であれば素直な採決を行っていただくべきこの4年の最後の議会において、議長裁決により決算が認められなかった。何の瑕疵がある決算であるのか。予算は認められた。その予算を適正に執行しました。そして、大きな成果が上がっています。決算の不認定には法的拘束力はありませんけれども、法の問題ではなく、まさに政策、実現、市民の力、それがこの場で否決されたということは、私への不任というよりは市民に対して認めない、その力を認めない。本当に多くの方の協力と専門事業者、そして職員、これをこの場で否決されたということは本当に残念であります。

なお、本日の討論の中で、私が医師会に圧力をかけ、医師会がそれに従ったかのような指摘や病院の基本設計業者が、その固有名詞を上げて当初の提案を守らない成果物を出したかの指摘がありましたが、医師会への圧力は一切かけておりません。また、設計業者の成果物の提出に関しましては、施主、これは市の了解のもとにおいて行われていることでありまして、全く設計業者の瑕疵ではありませんので、これは、この議会はネット中継がされていますし、繰り返し見られる可能性がありますので申し上げておきます。全く残念な指摘であります。

さて、一般質問におきましては、福祉、教育等々、さまざまな分野における施策に対しまして貴重な御意見や御提案をいただきました。まことにありがとうございます。子育て支援、クリーンセンター余熱利用施設整備など、今後も進めるべき事業が待っております。特に市民病院事業は市民の安心と安全を守るための最重要課題として進めていかなければならないと考えております。今回の議論、審議におきましても、市が進めております病院事業に対しまして根幹的な、致命的な御指摘、問題提起はなかったと考えておりますので、引き続き条例に基づいて病院事業を進めていき、次回の議会に速やかに改めて提案をさせていただきますと考えております。

最後に、来月、市議会議員選挙が予定されております。引き続き立候補される議員の方々にはくれぐれも健康に御自愛の上、健闘され、当選の栄誉を獲得されますよう、心から御祈念申し上げます。

一方、現任期をもちまして勇退されます議員の皆様におかれましては、これまで本市発展のために多大な御尽力を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げますとともに、敬意を表し、今後も御在任中と変わることなく市政運営にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様全てに健康には十分御留意をいただき、それぞれに御活躍いただきますことをお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 私どもでございますが、21年の11月に議会議員として就任以来、おおむね8年の歳月が過ぎようとしております。その間、2期目の最後に市議会議長として就任させていただき、議会運営に一生懸命に取り組んでまいりました。つつがなく議会運営ができましたことは、皆様の御協力により議長職をおおむね1年終えることができました。ただ、議会が二分した議会であつたろうかと私も反省するものであり、議員一人一人の歩み寄りが大切だと思うことばかりでございました。

しかし、議員合意の形成ができない部分もありました。これは残念でなりません。一人一人の議員の思いがあつて、25年11月以来、4年を経過しようとしています。この4年間、議員各位には議員としての地方自治の振興と住民福祉の向上に努められたと思います。二元代表制をもって議会と執行部が一丸となった市政運営を行っていただきたいと思っております。

本日が最後の議会となり、議員任期はあとわずかとなりました。最後になりますが、野



洲市のますますの発展と職員皆さんの御活躍を御祈念申し上げ、挨拶いたします。ありがとうございました。

以上で、平成29年第4回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。(午後4時19分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年9月22日

野洲市議会議長                      坂口哲哉

署名議員                              稲垣誠亮

署名議員                              北村五十鈴